

令和2年度 第2回 伊賀市都市計画審議会

- 1 開催日 2020（令和2）年10月5日（月）
- 2 開催時刻 15時00分
- 3 閉会時刻 16時33分
- 4 開催場所 伊賀市役所本庁舎 全員協議会室
- 5 協議事項 ・「伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について（報告）」
・2-2号議案「一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に伴う敷地の位置について」
- 6 出席委員（11名）
浦山委員、木下委員、中井委員、川口委員、信田委員、田中委員、上田委員、西條委員、
澤井委員、石山委員、前山委員
- 7 欠席委員（2名）
前田委員、森木委員
- 8 事務局 大森副市長、山本建設部長、西尾人権環境政策部長、水瀧環境センター件浄
化センター所長、山本建設部次長、小西建設部次長、川部都市計画課長、深尾公園景観管理
係長、羽後主査、中林主任、福岡（11名）

-----15時00分開会-----

（事務局）開会のあいさつ

（事務局）議事の確認

（事務局）審議会の公開についての確認

（事務局）傍聴者の確認

傍聴者0人（途中入室により1名）

（事務局）会議録作成のための録音についての確認

（事務局）資料確認

（事務局）出席の報告

会長 : はいありがとうございます。ここで一度、判断基準のまとめになる前に議事を進めさせてもらいたいと思います。事務局よろしいですか。

事務局 : はい。

会長 : それではもう一度お戻りいただきまして、今ご説明いただきましたが、私共は14

ページの新施設の設置に伴う位置の妥当性というところで県の申請許可もございますので 8 つの項目により判断をしていただきたいということでございます。それにつきまして、まず、1 ページから 13 ページまでの間で皆様事前に見ていただいているとはいえですね、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。意見ではなくてご質問ですよ。意見じゃないです。意見はまた後で聞きます。あくまでご質問です。どうぞ。

委員 : いくつか質問があります。

会長 : 何ページでしょう。

委員 : 先ほどのパワーポイントの 30 ページ。

会長 : 13 ページまでの話です。今。

委員 : あ、そうですか。

会長 : はい。いま 13 ページまでの話です。13 ページまでで、はいどうぞ委員の方。マイクを起こしてください。

委員 : すみません。質問があるんですが、この新しい施設に関して、自分もよくわからないんですけども、建築基準法に該当しているということでもよろしいんですかね。つまりその土地の中はそういうものをして後からなんかいろいろな悪いものが出てくるとか、そういう場所ではないということがはっきりしている場所ですか。質問です。

会長 : 何が出てくるかはまた別の問題で、こういう施設を作ってよろしいかというのが審議会で議論されているものですから。

委員 : そうですね。それにあたってはその場所が、昔にねそういう何かあった場所とかそういう何か悪いものがほかさされたとかそういう場所ではないということが明らかかなんですか。

会長 : 過去廃棄物の処理場であったかどうかですか。事務局お答えください。

事務局 : ただいまご質問があった件についてですけども、説明させていただいた通り、許可を取得したのちに造成をして完了している土地でして、その際に山とかを切り開いてますんで、過去に埋めた跡地ということでは無いとは聞いているというか認識しております。

会長 : 処分場じゃなかったということですね。

事務局 : はい。

会長 : 13 ページまでのご質問ですが今ご質問いただいた委員の方よろしゅうございますか。過去にはそういう埋設の実績は無いであろうということです。

委員 : 無いだろうということでは、はっきりそれで良いと言えないんじゃないですか。絶対無いと。

会長 : 事務局いかがですか。

事務局 : ありません。山をめくった状態のもので、ありません。跡地ではございま

せん。

会長 : 要は切土であるということですね。

事務局 : はい。

委員 : そう言い切れるところであつたらいいです。納得します。

会長 : はい、ありがとうございます。他にご質問等賜ればと思います。13 ページまで。よろしゅうございますか。無ければ、この8項目により判断するというようなお話でございますので、いろいろ慣れない方多いし私も慣れないんですが、④までとしますと、24 ページまでですかね、こちらでご質問、ご意見じゃなくでご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員 : 関連があるので、一緒にしたらどうですか。

会長 : 私としてはなるべく深く理解を頂ければ思ったのですが、それでは32 ページまでで8番までですね、ご質問を賜ればと思います。ではどうぞ。

委員 : 地元との協議、説明会についてほぼ1年前に、1年以上前に当該地区の花垣地区、白檜、治田、予野地区の同意を得ておられるということでございます。そのことについてですね1年以上前に同意を得ているということで今日に至るわけですけれどもその説明会の中でですねどんな質問なりあったかをまずお聞きしておきたいと思えます。

会長 : はい、事務局如何でしょうか。

事務局 : どの地区で何がってようなお答えまではちょっとできないんですけれども、臭いのこと、食品残渣等の持ち込みがあるので臭いのこと、あとはガスの発電ということで危険ということ、安全への不安ということでご意見があったことはお伺いしておりまして、それらについてはこれから許認可が続きますのでその中で当然許可権者、県等含めて適切に対応するというご納得いただいているという風に聞いております。

委員 : 特段そういうことが有ったというだけで、今後、県との協議の中でされるということで理解をしました。それとですね、この排水がですね最終的に名張川の方へ行かれると思うんですけれども、その排水のですね検査とかそういうことについて詳しくお聞きしたいんですけれども。最終的に名張川に流れるということ。

事務局 : 排水については先ほどご説明させていただいたように雨水については調整池から治田川、処理水につきましては水処置施設から北山川へそれぞれ下って行って名張川へ流れます。

委員 : 排水の検査についてはどのようにされていくかということですけど。

事務局 : 法令に基づき事業者で定期的に検査するのと、あと市の方でもそういう地区との約束というかありましてそれに基づいて水質検査等を定期的にする、また地区に報告することを確認しております。

委員 : はい、一応いまのここ、そういうことで。

- 会長 : はい、ありがとうございます。それではどうぞ先ほどの 30 ページの件を。
- 委員 : 最初に細かい判断の前に、この建築基準法 51 条のただし書きの件と、パワーポイントの 30 ページ、開発部局というところに、この土地はすでに一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設として都市計画法第 29 条における開発許可を受けた土地だと書いてあるんですね。付図の 1 を見ていただきますと、黄色の範囲が 29 条で開発許可を受けた範囲だと想像しますが、それで案件の 10 ページに戻っていただきますと都市計画において敷地の位置が決定していたら新築増築できるんですね。だから 51 条は不要かなと思うんですけどもこの関係が良く理解できないので教えてください。黄色の範囲はすでに中間施設を合法的にした許可だったら今回の 51 条ただし書きの案件は不要じゃないかなという風に思ったのでその関係を教えてください。
- 事務局 : 失礼します。委員が仰ったようにですね、このエリアにつきましては三重中央開発さんがですね 29 条の開発許可を取られている敷地ということで、この航空写真で都市計画法の 29 条の黄色のところ該当する届出でございます。今回はですね、建築基準法 51 条ただし書きにおいてですね、環境部局との調整を大栄環境が行ったときにですねこの敷地については 51 条ただし書きの許可を要する敷地であるという風なことを協議の中でされているということ、また 2 年ほど前にですね三重中さんの中で破碎機の変更ということで、増設ということでこの審議会に諮らせていただいた経緯もございます。そういった建物なり処理施設そのものの建築の位置関係を問うというようなものでございますので、追加のものがあればその都度諮らせていただくという風な位置づけになっているということでご認識いただければと思います。
- 会長 : はい、ありがとうございます。如何でしょうか。
- 委員 : もう少し説明して欲しいんですが、付図の 1 を見ると、黄色い開発許可を受けた 50ha くらいの土地と、赤い範囲に今回中間施設をつくるということはわかったんですけども、これは黄色の中から外して 51 条ただし書きで対応するという関係になるんですか。
- 事務局 : 区域からは外しません。開発区域の中で産業廃棄物及び一般廃棄物の処理施設ということで開発許可を取って検査も受けているような敷地の中なんですけれども、今回建築確認を取るにあたってはですね、こういった施設に関しては 51 条ただし書きの許可を得るようというふうなことです。この建築物についてですね位置の判断をしてもらうというふうな位置づけになっております。
- 委員 : 厳密な判断になるから今回の議案は意義があると思うんですけども、法令上の対応がよくわかりません。10 ページの建築基準法 51 条を見ると、都市計画法で位置が定まっていたら、51 条ただし書きにかけなくても中間施設の新築増築ができるという風に法律には書いてあると思うんですけども。改めて厳密にチェ

ックするということだったらわかるんですけども。法律でわざわざこんなことをしなくても建つと書いてあるのになんで今回議案になるのかっていうのがあまりピンときていないんです。

事務局：それぞれ都市計画区域における火葬場であったりとか汚物処理場、ごみ焼却場というものについては、市が設置する施設というようなものについては都市計画決定をしているところがほとんどです。伊賀市も火葬場を都市計画決定していますし、そういった部分で都市計画決定をしているところについては、51条ただし書きが不要なんですけれども、今回の民間事業者が行うものについては都市計画決定をしていない場所でございますので、この51条には該当せずただし書きで対応していかなければならないと、このようなことでございます。

委員：今の質問にやや関連するんですが、今回の約3haですか。付図1ですと赤い範囲に一般廃棄物、それから産業廃棄物の中間処理施設をつくるということなんですけれども、黄色い範囲の一部であれば、要するに今回は新築なのか、黄色い範囲の一部であれば増築になるような気がするんですね。一般的には増築は既存施設の1.5倍までは既得権があって建てられるという風に建築基準法で運用されていると思うんですけども、今回の資料には延べ面積とかあまり書いてなくて、施設面積、施設が例えばメタン発酵施設は約17000㎡て書いてあってこれは建坪なのか、延べ面積なのかがよくわからないんですけれども、もしこれが延べ面積だったら既存施設の1.5倍を超えてるかどうかということを検討する必要があるのではないかなという風に思うので、要するに建蔽率がどれくらいとかですね、既存施設に対して今回の建物の建坪がどのくらいで、もし増築という扱いをするんだったら許容範囲であるとかですね。あるいは今回は50haの一部ではあるけれども新築として扱うとかですね、その辺の仕切りが明快にして頂かないと51条のただし書き、要するに新築なのか増築なのかといった判断が少し変わる必要があるのではないかと思いますので質問をしました。

会長：事務局いかがですか。

事務局：パワーポイント資料の10ページをご覧になっていただきたいと思います。ここにはですね、建築基準法第51条の条文がそのまま転記されております。先ほども申し上げましたように、都市計画決定をしてある施設であれば51条ただし書きの許可をする必要はないんでございますけれども、この51条ではですね、4行目くらいですね。都市計画においてその敷地決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないという風に。ただし、ただし書きにおいては51条なんですけれども、三重県の都市計画審議会にかけてですね認められればその限りではないと、ただし書きにこう繋がっていくわけですけども、委員が仰ったように新築であるか増築であるかという議論も一つではあるかと思っておりますけれども、どちらにせよ新築であっても増築であってもこの建築基準法の51条の許可をもって通

らなければならない、というような位置関係になっているというものでございまして、その中で新築ですか増築ですかという判断については、建築確認申請の時点でですね明らかになってくるのではないかなという風に考えております。

会長 : すみません、もう一点ですね既存建物に対する増築であれば1.5倍というその判断基準を何かお持ちですかという質問があったんですが、その点は如何でしょうか。

事務局 : これはですね、増築であるかどうかの判断になってくると思います。新築であれば既存建物との関連性がないかと思うんですが、ただその建築確認申請上の今回申請しようとする建物としてどうカウントしていくんだというようなものによって若干変わってくるものだと思います。ただ、建蔽率容積率というようなものについてはそれ以下でないのだめだということで、これは建築確認の時点で審査されますのでそういった部分はその時点で確認できるんですけども、その敷地の取りようはどう取ってくるかというようなものに対して若干今後の進め方が変わってくるのではないかなという風に考えております。

会長 : ありがとうございます。如何でしょうか。

委員 : だいたいわかってきた感じはするんですけど、要するに都市計画審議会は都市計画としての扱いが問題で、建築基準法での条件はこの話題ではないという仕切りをされたという意味ではだいたいわかったんですけども。でも要するに市街化区域の外にできるわけだから、建蔽率50の容積率150%なののはっきり覚えていませんけど。

事務局 : 60%の200%になります。

委員 : 例えば赤い範囲で、付図の2を見ていただくと、いくつか建物なのか施設用地なのかわかりませんが、四角がたくさん書いてあって、全部建物だと想像すると、建蔽率が50%くらい、60%近いかな。よくわかりませんが。それは特定行政庁である三重県の判断すべきことで、ここで判断する必要がないと仰ったんですけども、やっぱり、郊外部では適切な土地利用として、あまり建物をびっちり建物を建てるというのは都市計画として適切ではないというチェックもする必要があるのかなという気がしますので、特定行政庁というか建築基準法の世界だから今回の都計審の話題ではないという風には考えるべきではないんじゃないかなと思います。それで、今建蔽率がなんぼなのかということは、今は正確な数字がない、これは次の段階だということをやむを得ないという風に判断するにしてもですね、建蔽率があまり大きくなると、ここにトラックが1日60数台来るということなので、その交通用地だとか、駐車用地がちゃんと確保できていうかどうかというのは、ここで建蔽率との関係ですらチェックすべきことだと思うんですね。例えば、付議の2だと駐車スペースがどこなのかということが全然わからないですよ。要するにこの白樫インターの付近のこの土地が適切かどうかという話と、敷地の中の

土地利用が適切かどうかという二面から判断する必要があるんじゃないかという趣旨からこだわって質問をさせていただきました。

会長 : ありがとうございます。ちょっと教えてください。5 ページに俯瞰図で赤と黄色がございませぬ。黄色全体が三重中央開発さんが 29 条で承認をいただいている開発区域ですよ。赤はこの度、大栄環境さんがたぶん賃借だと思わすけけれども、本審議の廃棄物処理施設を建てるところですよ。そのときの建蔽率等の話は赤の中だけで判断する話なんですか。それとも黄色の親子関係、たしか親子関係の会社ですよ。親子関係であれば 100%かどうかわかりませぬけど、100%であれば全く一緒の会社だから名義が違えば赤と黄色で名義を分けるのか、100%であれば黄色を全部含めますということなのか、その法律的な考えはどうなっていますか。

事務局 : すみませぬ。今確認をしていますのは赤の区域が 2.9ha なんですけれども、ここで新たにここだけで考えて新築をするという。ですので、委員がおっしゃったようにポコポコと付図の 2 にあるように、建築物が、すべて建築物ではないんですけれども。ここでパワーポイントの 9 ページでご説明させていただいた、ちょっとわかりにくいですが、ご説明させていただいたように 8 つのものが建築されて、建築面積はおおよそ 10000 m²延べ床で 11000 m²というおおよその計画は確認しております。

会長 : この赤の中で建築基準法も適用されますよということでもいいわけですか。

事務局 : そうです。

会長 : 建築基準法の問題で、私共は都市計画審議会としてこの施設に違法性はないかあるいは環境で地元が悪い影響を与えないか、そういうことを審議していただきたいということで、意見が二つに分かれておるんですよ。事務局と。他の方のご意見も賜りたいと思いますが、如何ですか。

委員 : 確認をさせてください。まず伊賀の土地利用の自主条例これに合致しているかどうか。二つ目は、二つ目も説明あったんですが、あえて確認させていただきたいのは、県の産廃要綱に合致しているようなのか、どうしてもこの施設は環境負荷という観点からすればマイナスに働く、従ってプラスの部分を持つてくるときに、埋め立て税などでですね、その環境負荷のマイナスを軽減するような財政措置をしておりますが、今回のこの施設の一般廃棄物なり、産業廃棄物が入って来るということで、間違いなく、市の一廃税、県の産廃税が増収になるわけですが、その増収の部分というのは、当初の計画から見込んで、伊賀市なり三重県の見論見というのか、予算というのかだいたいこのくらい入ってきても、地域環境の負荷を軽減するように、だいたいこれくらいの予算が使われるんだろうという風な見込みがあるのか。こういうことを。さらに申し上げると、トラック等の搬入で、たった 60 数台で大したことはないんでしようが、今現状を見ていると白樫インターから、あれは県

道かな。昔の学校へ行くルートのペイント、もしくは側道へ行く市道になっているんですかね。市道へ行くところのペイントがもう全く消えていて、現状でも少し坂道になっていますから、ガソリンスタンドの方からくる、南から北へ向かってくる車がなかなか確認できない。若しくは車もどのルートを通ってくるかわからない。西へ行く車若しくは直進する車の捌きがあそこの交差点では少ししんどいと感じているんですけれどもそういうことも含めて今回の申請に対して市が行うべきこと県が行うべきこと、そして事業者が行うべきことの整理はきちっとついているんだろうか。そのあたりを確認させてください。

会長 : ありがとうございます。伊賀市の土地利用条例に基づいているかどうか。それと県の産廃要綱にあっているかどうか。環境負荷に関して税金はどうなっているのか。それとトラック搬入等 60 台ですね、道路環境あるいは交通安全の確保ができていないかどうか。その辺市と事業者で了解ができていないのかどうか。以上 4 点を事務局側からご回答をお願いします。

事務局 : 都市計画課からまず 1 点目の伊賀市の土地利用の条例について、申請地がどうなっているかというご質問でございます。伊賀市はですね 30 年 4 月に旧上野地域の線引きを廃止いたしましてそれまではこの辺りは市街化調整区域やったんですけれども、今は都市計画区域内の非線引き区域ということに都市計画上はなって、用途地域の指定はございません。しかしながら、この敷地につきましては土地利用条例上工業用地区域という色で言うと水色を塗った敷地になっておりまして、工業用地区域という位置づけでございますので、当然こういった施設建物は建築可能な部分という風な位置づけになっております。それから 4 点目の搬出入のルートに関してのご質問を頂戴いたしました。一応、考え方といたしましては白檜インター名阪国道を降りまして、南に若干 50 m ほど進みましてそこから側道の方へ入っていくという風なルートになっております。一応、南北のルートにつきましては、県道の上野島ヶ原線という県道になっております。ここはですね幅員が 2 車線とれてないという風な場所でございます。一車線ですけど、幅員は結構広いんですけど 2 車線までは取れていないという風な部分になっております。そこから側道の方へ入っていきますとそれは市道になります。先ほど申しあげました市道名になりますけれども、その市道については 2 車線、センターラインを引いた 2 車線の道路となっております。ただ、委員のご指摘の通り、ちょうど県道から側道へ入っていく場所が県道の交通量が結構ありまして、下り込みとちょっと見通しが悪いというのは確かに仰っている通りだと思います。今のところ事業者からはですね、そういった面の解消に当たっての協議っていうのはまだ私共の方では聞いておりませんが、交通量が増えていくってことの中でですね、それは当然事故等の懸念もありますので、そういった部分についてはしっかりと道路管理者等との協議を行うようにですね指導も行ってまいりたいという風に考えておりま

す。環境部門につきましては、環境部局参っておりますのでそちらから答弁していただきます。

会長 : はい。環境部局お願いします。

事務局 : よろしく申し上げます。産廃要綱のご質問ですけれども申請書類は同意書と揃っておりますし、適合しているのではないかと考えられます。それから産廃税の件でございます。環境保全負担金と両方の件でございますが、メタン発酵ということになりますと入ってくるものがやはり製造業からの食品残渣であるとか、畜産業の糞とかがメタン発酵をするうえ考えられるわけですけれども、それはいずれも産業廃棄物になりますので県の産廃税のテリトリーになってくるかと思えます。ですが県内から入ってくるものについては産廃税はかかりませんし、量によっては1000トン以上じゃないとかからないということもありますので、いくら入ってくるのかというのは今のところ流動的かと思っております。

会長 : ありがとうございます。ほかの方ご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

委員 : 搬出入の件に絡むので、先ほど質問を仕掛けていた、場内の、敷地内の駐車位置の確保の状況を教えてください。もしパワーポイントの資料の9ページを見るとですね、ほとんど今回の申請用地だと思うんですけれども、右の方から入ってきてどこにトラックが止まるのか想像ができないような図面になっておるので、もし1日65台といってもしかるべき面積が必要なので、それが確保できていないと搬入路のアプローチが渋滞するかもしれないので教えてください。あともう一点別の質問があります。

会長 : 事務局、駐車場関係資料入手しておればご説明申し上げます。

事務局 : 車の動きですけれども、場内につきましては受け入れる量も週単位で予定を組んで受け入れるってということで基本場内で駐車っていうのは考えていない、できないような受け入れをするってということと、あと敷地内は幅30~40mの通路でかつトラックは一方通行するということでその辺の安全対策は十分に行うってということで確認をしております。ただ図面までは入手出来ておりません。すみません。失礼します。

委員 : わかりました。了解です。

会長 : よろしゅうございますか。

委員 : はい。パワーポイントの24ページで、騒音振動の推計値が書いてあるんですけれども、これはどこで測ったことになる推計値なのかということをお教えしてもらえないでしょうか。25ページを見ると、例えば青葉台の真ん中に四角があってここで調べた数値を基に推計したと思うんですけれども、どこの推計値になるかっていうのはわからないので教えてください。

会長 : 事務局お願いします。

事務局 : このパワーポイント25の資料で、黒丸と黒四角のところすべてで測りまして、

それらを合成して算出した数字です。

委員 : 敷地の境界ということですか。推計した値がどこで測ったことになる推計値かというのわからないという質問なんですけど、25 ページの赤い線状で測ったことに相当する推計値なら結構だと思います。

会長 : n 1 から n 6 があるわけですね。これを総合的なコンピュータ処理をされているということなんでしょうけど、敷地境界線上でのこの値なら別に問題ないでしょうということを仰ってくれているわけですね。n 4 とか n 5 でこの値だったら間はずっと高いはずですから、騒音振動は敷地境界で設定されていますよね。環境部の方ご確認させていただきたいんですが、敷地境界で設定されているんですよね通常は。

事務局 : その通りです。

会長 : そうですね。ですから事務局に確認を申し上げたいのは、この n 1 n 2 での値は24ページなのかどうということなんでしょうかというのをご質問だと思うんです。それでよろしいですか。その点をお答えいただければ。

事務局 : 今ですね。ご質問の準備ができておりませんでした。事業者と連絡を取れるようにしておりますので確認させていただきます。

会長 : ありがとうございます。少しお時間頂戴できれば。それでは、他の方ご質問等賜ればと思います。委員のご質問でですねだいぶ事情もご理解いただいていたかと思いますが。せっかくの集まりでございますし、素朴な意見でもなんでも結構です。はい、どうぞ。

委員 : すみません。23 ページの作業員の延べ人数ですが、メタン施設は 27 名で、堆肥化施設は 10 名と書いてくれてあるんですが、メタン施設と堆肥化施設は自分も知らないんですが、10 何名もちがうというのは、そんなに作業員がいらんという施設なんですかね。その辺聞きたいんですけど。10 何名もちがうんですか。

会長 : 事務局。

事務局 : それが適切なのかというのは我々が判断できる範疇ではないのかと思うんですけども、ただ確認してあるのは、メタン施設というのはトラックから搬入されてホッパーに投入されたところから自動運転になっていく中で管理する部分、管理等があつたりしますし堆肥化施設につきましては。

会長 : ちょっとみなさんパワーポイント見ていただけます。

事務局 : これは別のこれからできるという同じプラントメーカーの資料なんですけれども、こういうようなのが今後できてくるであろうメタン発酵施設になります。こういうようなものを管理するうえで 27 人必要だという判断です。一方、堆肥化施設につきましては規模も小さいというのもありますし攪拌する中で 10 名の作業員という事業者の判断になってくるわけですけども、その辺の施設の管理規模の違いで適切な人数なのではないかと考えております。

会長 : ありがとうございます。ご理解いただけましたか。

委員 : まあ作業量が堆肥化の方が少ないと。そんなにいらんと。メタンの方はちゃんと管理しないとできないと。こういうことで10何名も多なっているということやな。

事務局 : すみません事務局から。先ほどの図面、こういう形でですねメタン発酵装置というのが機械が多い。これを24時間稼働しますもので、これを管理していくのに人数が必要だと。一方ですね、堆肥化の方はですね、機械ものというのは発酵装置の2機だけなんです。その辺をあとは自然の力というかですね、置いといて発酵というか堆肥化が進みますので機械ものというのが少ない。その辺の管理の仕方になってくるかと思えます。

会長 : 普通であれば3交代で、6名一組で $4 \times 6 = 24$ 名プラス管理者で27名という可能性は、こちらがそこま考える必要は無いんですけど可能性はあるのと、これは発電施設の人間は入ってないんですよね。

事務局 : 入っていません。

会長 : そうですよ。でしたら、もし24時間するなら宿直がいて3交代ですするという風になっているのかもしれませんが。ちょっと私が言うと議長ですからダメなんですけれども、状況としてわかっていたらと。

委員 : それと議長、お聞きしたいんですけど、この4つの、8個のか、14ページのこの8つの判断でというのはもう無しでよろしいんですやな。全体的な質問があったということで。

会長 : この8つの項目を個々に見ていただいて、ご結論を出していただきたいという。

委員 : そうすると素朴な疑問なんやけど申請者は大栄環境株式会社となってるわな。

会長 : はい。

委員 : 申請者は。せやけど、このパワーポイントでは三重中央開発と出てくんねんかな。

会長 : それは親子関係の会社です。私がいってはいけないので事務局正確な情報をお願いします。

事務局 : 親子会社、主に親会社といわれてるんですけども、親子関係があれば何をしてもいいのかということになりますけれども、大栄環境の方でも大栄環境として地権者、三重中央開発も含めて地権者、当然周辺者に同意も地元説明も行ってありますんで、そういう意味での事業者としての今回、例えば三重中やけど大栄環境がそこでしてええんかということについてはそれぞれ大栄環境さんの方で動き、手続きをしておりますんでそこには問題はないと考えております。

会長 : どっちが親でどっちが子どもかはっきり言わないといまだにわからないんですが。

委員 : なんで質問したかっちゅうたら、一回目ひょっとしてゆうてくれてたんかもしれんけど、この伊賀市都市計画審議会の第2回のこの写真でなこの黄色と赤で書いてある。ほんで、赤は確かどっちできいろはどっちやってゆうても、これ申請して

るとこ逆ちゃう。

会長：伊賀市さん今の件で回答をお願いします。

事務局：申請敷地は赤の部分で大栄環境が申請者です。

委員：ほんで黄色は。

事務局：黄色は三重中央開発の事業区域です。今三重中央開発さんが事業として最終処分場等の敷地です。全体くくってある。一応意図としましては三重中央開発さんの事業敷地がこっただけあって、その中で親会社になるんですけども大栄環境がこの赤いところなんですよというのを図的にご説明するのにこの図を出させていたんだんです。

委員：申請者がその赤すんねんな。

会長：よろしゅうございますか。よろしいですか。

委員：はい。わかりました。逆っちゅうことやな。

会長：ありがとうございます。どうぞ。

委員：すみません。パワーポイントの28ページの搬入搬出路ということについてなんですけど、これ運搬車両が約65台と書かれているのは今回申請された会社さんの台数だけだと思うんですけど、あの先には市のごみ焼却施設だとか、民間の焼却施設だとかありますので、その辺のトラックとのたぶんもっと台数があの辺の交差点については増えてくると思いますので、その辺は今回申請者にも考慮して運搬計画を立てていただくように要望していただきたいと思います。以上です。

会長：はい。ありがとうございます。伊賀市さんご回答を。

事務局：そのようにですね、事業者の方には審議会で見解があったと申し添えさせていただきたいと思います。ただひとつ関係はですね今回の敷地についてはですね三重中央開発さんの敷地でございますけれども、本来三重中さんはごみの搬入につきましては、もう一つインターから南進してきたところから入ってるんですけども、この部分はですね逆に側道から入った方がスムーズであるという風なことからですね、今まで南進してきている県道の幅員も狭いものですから、北側の側道からこの部分については搬出入しようとする部分については理解をするところなんです。ただ、当然その側道についても三重中さん、今回であれば大栄環境だけの車両が通るわけではございませんので、そういった部分については十分調整なり配慮ができるような形でというのはご指導させていただきたいと考えております。

会長：はい。ありがとうございます。他に、如何でしょうか。

委員：これついて、だいたいわかりますし、出入口や道路事情もだいたい理解していますし、今建築で新たにというところで、当然車の量がそれだけ増えますしちょうど交差点になりますんで、そういうとことだけ考えてもらえればと思います。

会長：委員申し上げていましたけれど、道路事情ですね。これは議事録載せなくていいですけど、カーブミラーがいいのかストップがいいのか、それは道路管理者とち

ゃんと考えててですね、考慮をしていただければと思います。今のはご意見です
でご回答は結構ですけれども。並びでございますのでなにかご発言いただければ。

委員 : すみません。地元との協議における妥当性というところなんですけれども、最後の部分で、地元との関係については良好で従来において臭気等の苦情はなくという点が、どういう風なものがあったのかなかったのかというのがもしあればちょっと教えていただきたいというのがあるんですが、今回についてはこれからできる施設についての臭気等の測定ということは考えてられるのか。その辺教えてください。

会長 : 伊賀市さん如何でしょうか。

事務局 : すでに三重中央開発さんが事業をしている中で、定期的な、先ほどもご説明させていただきましたけれども、地区への説明、適的な検査と地区への報告はしております。今後新しい事業をされてもそれについても当然定期的に報告することにはなっております。

会長 : はい。ありがとうございます。委員何か意見ございますか。

委員 : ありません。

会長 : ありがとうございます。如何ですか。議会側からもなにか賜れば。

委員 : みなさんね、いろいろ聞いていただきまして、なかなかわたしも理解できなかったことが十分させていただいたように思うんです。ただこの8つのなかでですね、14ページのところにあるように8つの項目よっての判断、先ほど委員が仰ったように一番については土地の妥当性についても工業用地でできるだろうと、2番の敷地の周辺の状況に置かれてもいろいろ調査していただいたりしてこれもいけている。あと施設と事業計画の妥当性ですよね。ここらがちょっと説明が少ないのかなと思います。施設についてはさきほど人数の面もありましたのでここらはいいいのかなと思ってます。そして6番についての搬出搬入の経路についても皆さん質問されてまして、交通量もどうやとか安全性どうやというのがありました。ただ私がちょっと思ったのは、一同がほんとにこんなにたくさんトラックが通ってもつのか、これから傷んできた時は市の方でまたこれを直していかんなんのかなというのがちょっとこれからの伊賀市の道路行政大変だなと思うのが一つ気になっています。あと7番目の関係機関の協議これも最終的に三重県の都市計画審議会に係るということですので、我々もここでしっかり審議させていただいたらいいかなと思います。8番目についても、地元で1年前にいろんなことやられているということでご報告受けてますので、あとやらなくちゃいけないのは私たちがしっかりとここで審議させていただければなと思うんですけれども、今日の審議の中では十分ではないかなと私自身は思っています。以上です。

会長 : はい。如何ですか。

委員 : この8つの項目の中で、ほとんどこの場所ということで開発も取っております

し、適当な場所やと考えますが、一つは排水の関係なんですけれども、雨水調整池行って放流するっちゅうことで、雨水調整池っちゅうのは今現在三重中央開発さんが施設の中に雨水調整池があると思うんですけれども、今の申請は大栄環境さんですので、だから親子関係であっても二つの会社のもんが一つのところへ入ると。で一方はメタンとかそういうなものを扱ってですな、そこらへんがうまくないもない時はいいんですけれども、なんかことあるごとにどちらが責任を負うのかですな、そこらへんがちょっと曖昧かなと思います。それと、雨水ちごて排水についても一部は再利用して、一部は北山ですんかな。一部っちゅうのははっきりわかりにくいんですけれども、そこら辺だけで、十分説明もしていただいていますんで、結構だと思います。

会長 : はい。ちょっと雨調の件でご心配が出ましたが、事務局お答えできますか。

事務局 : 一応ですね、この申請地につきましては三重中央開発さんが開発をされたエリアということでございまして、開発エリアに伴う雨水調整池という風な位置づけになっておりますので、その開発敷地の中でその建物、処理施設を管理する大栄環境さんが例えばその建物を建築したとしてもですね、雨水に関してはその開発許可権者が対応していくべきものと考えております。しかしながら、やはりそういった排水に伴う将来的な苦情であるとかそういう風なものを避けるためにはですね、そういったきちっとした親子関係であってもきちっとした住み分けなりそういうのをしていく必要はあるのではないかという風に考えております。

会長 : 一時升を設けてもらうとかね。何かあった方がいいでしょう。どうぞ。

委員 : わかりました。もう一点騒音振動なんですけれどもここにある数値というのは単独で建った場合の推計値ですか。例えば今現在三重中央開発さんも稼働されているわけですから、私わかりませんねんけど。今の施設が単独の場合たぶんこの数字でしようね。それから中央開発もされているわけですから、それを合算した数値なんですかね。

会長 : 事務局いかがでしょうか。

事務局 : 今パワーポイントで映させていただいた実測及び評価地点ということで、これらのそれぞれの地点で現況の騒音を測らせていただいています。それプラス新しくできる施設を合算してですね最終的に推計値を出していると。推計値は先ほどご質問もありましたようにあくまでも合算して敷地での境界での推計値を出していません。

会長 : はい。よろしゅうございますでしょうか。はい。概ね議論はいろいろ出たかと思いますがまだ何かご質問あるいは意見がありましたら賜りますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。よろしければですね、33 ページ、事務局ご確認をお願いします。

事務局 : 33 ページをご覧ください。判断基準をまとめさせていただきます。以上のこと

から判断基準をまとめますと敷地はすでに工業用途の土地利用がされており、本計画の実施により、土地利用に変更はなく、既存の事業敷地内での事業であり、新たな敷地の拡張は行われません。また、敷地境界での環境予測から生活環境への新たな影響は小さいと考えられ、新たなインフラ整備も必要でないと考えられます。以上のことから本議案、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置については都市計画上の支障はないものと判断できるものと考えております。以上です。

会長 : はい。ありがとうございました。大変貴重な意見を皆様から賜りました。いろいろなこの意見をですね、事務局で精査させていただいて、私も相談に乗りまして市長の方に答申させていただきますが、原案通りでよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは大変長時間、予定を3分ほど過ぎてしまいましたけれども、これにて本日の審議を終了させていただきます。本当にご協力ありがとうございました。事務局にマイクをお返しします。

事務局 : ありがとうございました。以上で本日提出されました議案及び報告はすべて終了いたしました。これを持ちまして、令和2年度第2回伊賀市都市計画審議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

-----16時33分開会-----